第93期 中間 決算 公告

平成20年12月19日

沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号 株式会社 琉球銀行 取締役頭取 大城勇夫

中間貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位 : 百万円)

科 目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	28,456	預金金	1,391,292
コールローン	22,209	借用金	562
買入金銭債権	2,014	外 国 為 替	86
商品有価証券	2	社 債	10,000
金 銭 の 信 託	2,996	信託勘定借	14
有 価 証 券	244,816	その他負債	7,425
貸出金	1,154,279	未 払 法 人 税 等	109
外 国 為 替	717	その他の負債	7,316
その他資産	6,009	賞 与 引 当 金	407
有 形 固 定 資 産	20,101	退職給付引当金	1,099
無形固定資産	2,424	役員退職慰労引当金	233
繰 延 税 金 資 産	21,105	睡眠預金払戻引当金	107
支 払 承 諾 見 返	12,707	偶 発 損 失 引 当 金	109
貸倒引当金	16,876	再評価に係る繰延税金負債	3,077
		支 払 承 諾	12,707
		負債の部合計	1,427,124
		(純資産の部)	
		資 本 金	54,127
		資 本 剰 余 金	10,000
		資 本 準 備 金	10,000
		利 益 剰 余 金	14,366
		利 益 準 備 金	291
		その他利益剰余金	14,075
		優先株式消却積立金	9,464
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,610
		自 己 株 式	78
		株主資本合計	78,415
		その他有価証券評価差額金	5,333
		繰延へッジ損益	76
		土地再評価差額金	834
		評価·換算差額等合計	4,574
		純資産の部合計	73,840
資産の部合計	1,500,964	負債及び純資産の部合計	1,500,964

中間損益計算書

平成 20年 4月 1日から 平成 20年 9月30日まで

(単位:百万円)

科目	金	(辛心・日ハロ) 額
	34.	19,948
資金運用収益	16,648	,
(うち貸出金利息)	(14,639)	
(うち有価証券利息配当金)	(1,170)	
信託報酬	0	
役 務 取 引 等 収 益	2,683	
その他業務収益	270	
その他経常収益	345	
 経 常 費 用		18,180
 資金調達費用	3,092	·
(うち預金利息)	(2,971)	
役務取引等費用	1,486	
その他業務費用	821	
営 業 経 費	10,765	
その他経常費用	2,015	
経 常 利 益		1,767
特 別 利 益		335
特別 損 失		39
税引前中間純利益		2,063
法人税、住民税及び事業税		13
法人税等調整額		643
中 間 純 利 益		1,406

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

- 4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

○有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しており ます。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5~50年 その他 3~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについて は、行内における利用可能期間 (5年)に基づいて償却しております。

- 5. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。) に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権に ついては、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込 額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営 破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸 念先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価 額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債 務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権につい ては、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、 債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能 見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,822 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金 資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労 金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻引当金

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認めた額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担金支払見積額を計上しております。

6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

へッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる当中間期への影響は軽微であります。

表示方法の変更

(中間貸借対照表関係)

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 44 百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 12,273 百万円、延滞債権額は 18,845 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由によ り元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒 償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由 が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,486百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は13,572百万円であります。
 - なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 46,177 百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,876百万円であります。
- 7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間期末残高の総額は 50,889 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を 22,697 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額 73,587 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表計上額は、2,983百万円であります。
- 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15.110 百万円

預け金 30 百万円 その他資産 2 百万円 担保資産に対応する債務 預金 13,619 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 57,925 百万円及び預け金 15 百万円を差し入れております。

子会社、子法人等及び関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。 また、その他資産のうち保証金は 535 百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 141,842 百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが141,452 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

平成 10 年 3 月 31 日

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

- 12. 有形固定資産の減価償却累計額 16,323 百万円
- 13. 社債は全額劣後特約付社債であります。
- 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する 当行の保証債務の額は1,460百万円であります。
- 15. 1株当たりの純資産額 1,727円 61銭
- 16. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.07%

(中間損益計算書関係)

- 1. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,774百万円を含んでおります。
- 2. 1株当たり中間純利益金額 35円82銭
- 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 31円62銭

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	
国債	8,084	8,175	90	
地方債	16,088	15,943	144	
社債	19,451	19,593	141	
合計	43,624	43,711	87	

注 時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

- 2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在) 該当ありません。
- 3. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	
株式	11,306	9,071	2,235	
債券	173,111	169,687	3,424	
国債	112,050	108,805	3,245	
地方債	2,000	2,002	2	
社債	59,061	58,879	181	
その他	23,613	20,369	3,244	
合計	208,031	199,127	8,904	

- 注 1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて 30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。 当中間期における減損処理額は 800 百万円であります。
- 4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式及び関連法人 等株式	
子会社・子法人等株式	44
関連法人等株式	0
その他有価証券	
非上場株式	2,147
事業債	1,460

(金銭の信託関係)

- 1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成 20 年 9 月 30 日現在) 該当ございません。
- 2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	1

注 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	13,392 百万円
その他有価証券評価差額金	3,570
退職給付引当金損金算入限度額超過額	2,425
有税償却有価証券	938
減価償却超過額	839
税務上の繰越欠損金	440
繰延ヘッジ損益	54
その他	669
繰延税金資産小計	22,330
評価性引当額	1,221
繰延税金資産合計	21,109
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	3
繰延税金負債合計	3
繰延税金資産の純額	21,105 百万円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	39.76 %
(調整)	
評価性引当額	8.72
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.06
その他	0.26
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.84 %

中間連結財務諸表の作成方針

- 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等 5 社 会社名

りゅうぎんビジネスサービス 株式会社 りゅうぎんオフィスサービス 株式会社 株式会社 りゅうぎん総合研究所 りゅうぎん保証 株式会社 株式会社 りゅうぎんディーシー

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 該当する会社はございません。
- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等該当する会社はございません。
 - (2) 持分法適用の関連法人等 1 社 会社名

株式会社 琉球リース

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等該当する会社はございません。
- (4) 持分法非適用の関連法人等該当する会社はございません。
- 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 5計

(2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。

(平成20年9月30日現在) 中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科	■	金 額	科目	金 額
(資産の音	ß)		(負債の部)	
現 金 預 け	金	28,756	預 金	1,387,506
コールローン及び買	入手形	22,209	借用金	2,637
買入金銭	責権	2,014	外 国 為 替	86
商品有価	正券	2	社	10,000
金銭の信	託	2,996	信託勘定借	14
有 価 証	券	245,375	その他負債	12,034
貸出	金	1,153,789	賞 与 引 当 金	440
外 国 為	替	717	退職給付引当金	1,160
その他資	産	12,107	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	233
有 形 固 定	資 産	20,142	睡 眠 預 金 払 戻 引 当 金	107
無形固定	資 産	2,428	偶 発 損 失 引 当 金	109
繰 延 税 金	資 産	22,286	再評価に係る繰延税金負債	3,077
支 払 承 諾	見 返	12,778	支 払 承 諾	12,778
貸 倒 引 当	金	19,877	負債の部合計	1,430,187
			(純 資 産 の 部)	
			資 本 金	54,127
			資 本 剰 余 金	10,004
			利 益 剰 余 金	14,393
			自 己 株 式	94
			株 主 資 本 合 計	78,431
			その他有価証券評価差額金	5,332
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	76
			土地再評価差額金	834
			評 価・換 算 差 額 等 合 計	4,574
			少数株主持分	1,684
			純資産の部合計	75,541
資産の部合	計	1,505,728	負債及び純資産の部合計	1,505,728

平成20年 4月 1日から 平成20年 9月30日まで

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

	(単位:白万円)
科目	金額
経 常 収 益	20,944
資 金 運 用 収 益	16,891
(うち貸出金利息)	(14,875)
(うち有価証券利息配当金)	(1,175)
信 託 報 酬	0
役 務 取 引 等 収 益	3,383
その他業務収益	270
その他経常収益	398
経 常 費 用	19,477
資 金 調 達 費 用	3,115
(うち預金利息)	(2,965)
役 務 取 引 等 費 用	1,237
役 務 取 引 等 費 用そ の 他 業 務 費 用営 業 経 費そ の 他 経 常 費 用	821
営 業 経 費	11,180
その他経常費用	3,122
経 常 利 益	1,467
特別 利 益	252
特別 損 失	39
税金等調整前中間純利益	1,679
法人税、住民税及び事業税	225
法人税等調整額	485
│ 少 数 株 主 損 失	351
中 間 純 利 益	1,319

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 5~50年

その他 3~20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から 独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っており ます。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先の一部に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,822 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能 見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、 当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債 務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる 額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のと おりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(14 年)によ

る定額法により費用処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年

数(14 年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結

会計年度から費用処理

連結される子会社及び子法人等は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の支払実績に基づき、必要と認めた額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払に備えるため、将来の負担 金支払見積額を計上しております。

(11) 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社は外貨建資産・負債を保有しておりません。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

なお、一部の資産・負債について金利スワップの特例処理を行っておりますが、特例処理に係る金 利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

連結される子会社及び子法人等のヘッジ会計の方法は、一部の負債について金利スワップの特例 処理を行っております。

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等は、ヘッジ会計を行っておりません。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、現金、日本銀行への預け金、要求払預金及び預入期間が3ヵ月以下の定期預金であります。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(リース取引に関する会計基準)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 16 号同前)が平成20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。

これによる当中間連結会計期間への影響は軽微であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 1. 関係会社の株式総額 151 百万円
- 2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 12,624 百万円、延滞債権額は 19,505 百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由によ り元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒 償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由 が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

- 3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は1,599百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は14,230百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、 利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破 綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 47,959 百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,876百万円であります。
- 7. 貸出債権流動化により、会計上売却処理をした貸出金の元本の当中間連結会計期間末残高の総額は50,889 百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を22,697 百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却処理済みの優先受益権も含めた元本総額73,587 百万円に係る貸倒引当金を計上しております。
- 8. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、2,983百万円であります。
- 9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 15,110 百万円 預け金 30 百万円 貸出金 467 百万円 その他資産 2 百万円 担保資産に対応する債務

預 金 13,619 百万円 借用金 325 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 57,925 百万円及び預け金 15 百万円を差し入れております。

関連法人等の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産のうち保証金は535百万円であります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 158,463 百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 158,072 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成 10 年 3 月 31 日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正、時点修正等、合理的な調整を行って算出。

- 12. 有形固定資産の減価償却累計額 16,398 百万円
- 13. 社債は全額劣後特約付社債であります。

- 14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する 保証債務の額は1,460百万円であります。
- 15. 1 株当たりの純資産額

1,728 円 41 銭

16. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準)9.21%

(中間連結損益計算書関係)

- 1. 「その他経常費用」には、貸出金償却 1,936 百万円、貸倒引当金繰入額 588 百万円を含んでおります。
- 2. 1株当たり中間純利益金額 33円62銭
- 3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 29円68銭

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	直前連結会計	当中間連結会計	当中間連結会計	当中間連結会計	摘要
	年度末株式数	期間増加株式数	期間減少株式数	期間末株式数	1向 女
発行済株式					
普通株式	39,308	-		39,308	
種類株式	1,200	-	-	1,200	
合計	40,508	-	1	40,508	
自己株式					
普通株式	46	2		48	注
種類株式	-	-	-	-	
合計	46	2	-	48	

- 注 単元未満株式の買取による増加であります。
- 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項該当ございません。
- 3. 配当に関する事項
- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成 20 年 6 月 26 日	普通株式	314 百万円	8円	平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 6 月 27 日
定時株主総会	第 1 種 優先株式	90 百万円	75 円	平成 20 年 3 月 31 日	平成 20 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日 後となるもの 該当ございません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	28,756	百万円
3ヵ月超の定期預け金	30	
金融有利息預け金	46	
金融無利息預け金	605	
現金及び現金同等物	28,074	

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計	時価	差額
	上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
国債	8,235	8,325	90
地方債	16,088	15,943	144
社債	19,451	19,593	141
合計	43,775	43,862	86

注 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表計 上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	11,310	9,075	2,234
債券	173,111	169,687	3,424
国債	112,050	108,805	3,245
地方債	2,000	2,002	2
社債	59,061	58,879	181
その他	23,623	20,379	3,244
合計	208,045	199,141	8,903

- 注1.中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2.その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて 30%以上下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについて、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、その差額を減損処理しております。 当中間連結会計期間における減損処理額は 800 百万円であります。
- 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	金額(百万円)	
その他有価証券		
非上場株式	2,434	
事業債	1,460	

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在) 該当ございません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)

	取得原価	中間連結貸借対照表計	評価差額
	(百万円)	上額(百万円)	(百万円)
その他の金銭の信託	2,996	2,996	1

注 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。